

参 考 資 料

(写)

広 人 共 第 1 2 号
平成 21 年(2009 年)5 月 19 日

広島市男女共同参画審議会 様

広島市長 秋 葉 忠 利

第 2 次広島市男女共同参画基本計画の策定について（諮問）

広島市男女共同参画推進条例（平成 13 年広島市条例第 55 号）第 8 条第 3 項規定に基づき、第 2 次広島市男女共同参画基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

趣 旨

広島市は、広島市男女共同参画推進条例に基づき、「広島市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

この計画が平成 22 年度（2010 年度）をもって推進期間を終了するため、これまでの進捗状況や社会状況の変化等を踏まえ、第 2 次広島市男女共同参画基本計画を策定するにあたり、基本的な考え方についてお示しください。

広島市男女共同参画審議会の審議状況等

年度	開催日等	議 事 等
21	5 月 19 日	○第 1 回男女共同参画審議会 ・ 諮問 ・ 男女共同参画審議会の進め方について ・ 広島市男女共同参画に関するアンケート調査の内容について
	8 月 1 日～14 日	＜広島市男女共同参画に関するアンケート調査の実施＞
	9 月 14 日	○第 2 回男女共同参画審議会 ・ 施策の推進状況（平成 20 年度）について ・ 広島市男女共同参画に関するアンケート調査結果の報告について ・ 基本計画検討部会（基本計画グループ、DV 防止計画グループ）の設置について
	11 月 4 日	●第 1 回男女共同参画審議会基本計画検討部会（DV 防止計画グループ） ・ 配偶者からの暴力被害者の自立支援等に関する調査の内容について ・ 現状と課題について
	11 月 30 日	＜広島市議会の安心社会づくり対策特別委員会に、広島市男女共同参画に関するアンケート調査結果を説明＞
	12 月 1 日～18 日	＜配偶者からの暴力被害者の自立支援等に関する調査の実施＞
	1 月	＜配偶者からの暴力被害者へのヒアリング調査の実施＞
	1 月 22 日	＜広島市議会の安心社会づくり対策特別委員会に、配偶者からの暴力被害者の自立支援等に関する調査の結果等を説明＞
	2 月 9 日	●第 2 回男女共同参画審議会基本計画検討部会（DV 防止計画グループ） ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画素案について
	2 月下旬	＜広島市議会の安心社会づくり対策特別委員へ、配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画素案について説明＞
	3 月 1 日～15 日	＜配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画（素案）に対する市民意見募集＞
	3 月 30 日	○第 3 回男女共同参画審議会 ・ 市民意見募集の結果について ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画（案）について ・ 第 2 次広島市男女共同参画基本計画の策定スケジュールについて
22	5 月 21 日	●第 1 回男女共同参画審議会基本計画検討部会（基本計画グループ） ・ 男女共同参画基本計画における現状と課題、施策の方向性についての検討 【検討項目 1】政策・方針の立案及び決定への女性の参画の推進 【検討項目 2】男女の人権尊重のための教育・学習の充実
	5 月 31 日	＜＜広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画策定＞＞
	7 月 9 日	●第 2 回男女共同参画審議会基本計画検討部会（基本計画グループ） ・ 男女共同参画基本計画における現状と課題、施策の方向性についての検討 【検討項目 3】働く場における男女共同参画の推進 【検討項目 4】地域における男女共同参画の推進 【検討項目 5】家庭における生活と他の活動の両立支援
	8 月 4 日	●第 3 回男女共同参画審議会基本計画検討部会（基本計画グループ） ・ 男女共同参画基本計画における現状と課題、施策の方向性についての検討 【検討項目 6】女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援 【検討項目 7】生涯を通じた健康支援 【検討項目 8】平和の発信と国際理解・国際協力の推進

年度	開催日等	議 事 等
22	9 月 7 日	○第 1 回男女共同参画審議会 ・ 第 2 次広島市男女共同参画基本計画の枠組みについて ・ 施策の推進状況（平成 21 年度）について
	10 月 8 日	●第 4 回男女共同参画審議会基本計画検討部会（基本計画グループ） ・ 第 2 次広島市男女共同参画基本計画（素案）について
	10 月 15 日	●第 5 回男女共同参画審議会基本計画検討部会（基本計画グループ） ・ 第 2 次広島市男女共同参画基本計画（素案）について
	11 月 15 日	○第 2 回男女共同参画審議会 ・ 第 2 次広島市男女共同参画基本計画（素案）について
	12 月 15 日 ～1 月 14 日	<第 2 次広島市男女共同参画基本計画（素案）に関する市民意見募集>
	12 月 22 日	<広島市議会の安心社会づくり対策特別委員会に、第 2 次広島市男女共同参画基本計画（素案）を説明>
	2 月 4 日	<広島市議会の安心社会づくり対策特別委員会に、第 2 次広島市男女共同参画基本計画（案）を説明>
	2 月 10 日	○第 3 回男女共同参画審議会 ・ 第 2 次広島市男女共同参画基本計画の策定に関する答申（案）について
	3 月 11 日	【市長に答申】

注）「○」は審議会（全体会議）、「●」は検討部会

広島市男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略・５０音順)

平成 23 年(2011 年)3 月現在

氏 名	役職等	基本計画検討部会	
		基本計画 グループ	DV防止計画 グループ
新井 ミラグロス	通訳		
伊東 由美子	(株)文華堂代表取締役		
尾崎 祈美子	(株)中国放送テレビ編成制作局編成部専任部次長		
片岡 勝子	広島大学名誉教授・医師	●	●
川上 明宏	広島県警察本部生活安全企画課課長補佐		●
川瀬 啓子	安田女子大学文学部教授	●	●
川名 和美	高千穂大学経営学部教授	●	
北仲 千里	広島大学ハラスメント相談室准教授	●	●
久保 充代	広島労働局雇用均等室室長		
会 長 篠原 収	広島女学院大学生生活科学部長	● (部会長)	● (部会長)
武市 浩二	広島県連合会広島地域協議会事務局長		
龍山 永明	広島市保育連盟会長		
土井 秀文	市民委員	●	
中野 博之	広島県経営者協会専務理事		
中村 隆行	ひろしまNPOセンター副代表理事・常務理事	●	
信政 ちえ子	広島市女性団体連絡会議副会長	●	
原田 靖予	市民委員		●
平谷 優子	弁護士		●
前田 香織	広島市立大学大学院情報科学研究科教授		
副会長 村上 須賀子	兵庫大学生涯福祉学部社会福祉学科教授	● (副部会長)	● (副部会長)

男女共同参画社会基本法

平成11年 6月23日 法律第 78号
最終改正 平成11年12月22日 法律第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であつてはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であつてはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代行する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員

である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

広島市男女共同参画推進条例

平成 13 年 9 月 28 日

条例第 55 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条～第 7 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 8 条～第 19 条)

第 3 章 雑則(第 20 条)

附則

原子爆弾によって壊滅的な被害を受けた広島は、日本国憲法の下、民主主義の成長とともに、奇跡的な復興を遂げる一方で、自らの悲惨な体験から、世界の平和を希求してきた。

平和とは紛争や戦争のない状態だけをいうのではない。すべての人が差別や抑圧から解放されて初めて平和といえる。男女においては、性別による差別がなく、対等のパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することが必要である。それは、本市が目指す国際平和文化都市に欠かせない要件の一つであり、これまで、各種の取組が行われてきた。

しかし、現実には、社会において、性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、いまだに根強く残っており、男女平等の達成には多くの課題がある。

また、国際化、少子高齢化及び高度情報化が急速に進展する中で、豊かで生き生きとした地域を実現して未来に引き継いでいくためには、男女が互いの人権を尊重し合い、あらゆる分野で対等に協力し、政策又は方針の立案及び決定に参画することが重要である。

このような男女共同参画社会の実現を図るため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、本市における男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次の基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことのないよう、配慮されること。
- (3) 男女が政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と、当該活動以外の職業生活における活動その他の活動を両立して行うことができること。
- (5) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する健康に関し、男女の人権が尊重されること。
- (6) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意すること。

(本市の責務)

- 第4条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な予算上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 本市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定又は実施に当たっては、市民及び事業者との交流、情報の交換その他の連携を行うものとする。
(市民の責務)
- 第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。
(事業者の責務)
- 第6条 事業者は、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
(性別による人権侵害の禁止)
- 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱いをしてはならない。
- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、その配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

- 第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ広島市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(本市の政策の決定過程への女性の参画推進)

- 第9条 本市は、率先垂範して、政策の決定過程への女性の参画を推進するため、次に掲げることに努めるものとする。
- (1) 執行機関である委員会の委員若しくは委員又は附属機関である審議会等の委員その他の構成員への女性の任命又は委嘱
- (2) 女性職員の積極的な職域拡大、管理職等への登用及び能力開発
- (3) 職員が育児、介護等の家族的責任を果たすことを支援する制度を性別にかかわらず活用できる環境づくり
- (市民の理解を深めるための措置)

- 第10条 本市は、第3条に規定する基本理念に関する市民の理解を深めるため、市民の参画による懇談会の開催等の広報広聴活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画に関する教育又は学習の振興)

- 第11条 本市は、市民があらゆる機会を通じて男女共同参画についての関心と理解を深めることができるようにするため、学校教育及び社会教育における男女共同参画に関する教育又は学習の振興を図るための必要な措置を講ずるものとする。
(苦情の申し出への対応)

- 第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けた場合には、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、広島市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
(相談の申出への対応)

第13条 市長は、性別による差別的扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出があった場合には、関係の機関又は団体と協力し適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、広島市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(調査研究)

第14条 本市は、男女共同参画の推進に関し必要な調査研究を行うものとする。

(雇用等の分野における男女共同参画の推進)

第15条 事業者は、雇用の分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 本市は、事業者が方針の決定過程における男女共同参画を推進するための措置を講じようとする場合において、当該措置に必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

3 本市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他の男女共同参画の状況について報告を求め、又は当該報告に応じた助言を行うことができる。

4 本市は、農林水産業、商工業その他の産業の自営業に従事する女性に対し、男女共同参画の推進に必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

5 本市は、前3項に規定するもののほか、事業者についての男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、国、広島県等と連携又は調整を行うものとする。

(民間の団体の活動に対する支援)

第16条 本市は、方針の決定過程への女性の参画の推進、男女共同参画に向けた自主的な活動その他の男女共同参画の推進のための活動を行う民間の団体に対し、当該活動に必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

(補助金交付における男女共同参画の推進に関する措置)

第17条 市長は、補助金の交付において、必要があると認めるときは、方針の決定過程への女性の参画の推進その他の男女共同参画の推進に関し適切な措置を講ずるよう求めることができる。

(年次報告)

第18条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(広島市男女共同参画審議会)

第19条 男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策並びに市長が必要と認める事項について審議し、又は建議するため、広島市男女共同参画審議会を置く。

2 前項の審議会の組織、所掌事務及び委員その他構成員並びにその運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第3章 雑則

(委任規定)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の規定は、平成14年4月1日から施行する。